



2020年7月27日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎  
(JASDAQ・コード2437)  
問合せ先 取締役 岡崎 奈美子  
電話番号 03-5537-8024  
(<http://www.shinwa-wise.com>)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年7月27日開催の取締役会において、2020年8月28日開催予定の第31回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

#### 記

##### 1. 変更の理由

経営体制の一層の強化を図るため、現行定款19条（取締役の員数）に定める取締役の員数の上限を2名増員し、7名から9名に変更するものであります。

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる環境を構築することに加え、株主の皆様による信任の機会を増やすことでコーポレート・ガバナンスを一層強化するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することといたしました。現行定款第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うとともに、2019年8月29日開催の第30回定時株主総会及び2020年3月26日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第18条（条文省略）	第1条から第18条（現行どおり）
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条 当社の取締役は、 <u>7名以内</u> とする。	第19条 当社の取締役は、 <u>9名以内</u> とする。
第20条（条文省略）	第20条（現行どおり）
（取締役の任期）	（取締役の任期）
第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)

<p>第22条から第49条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第22条から第49条（現行どおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（取締役の任期に関する経過措置）</u></p> <p><u>第1条 第21条の規定にかかわらず、2019年8月29日開催の第30回定時株主総会及び2020年3月26日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、2021年5月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結時にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

2020年8月28日（予定）  
2020年8月28日（予定）

以上